

第87回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

- 1.事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- 2.事業報告の「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要」
- 3.事業報告の「基本方針の実現に資する特別な取組みの概要」
- 4.事業報告の「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大規模買付行為に関する対応方針）の概要」
- 5.事業報告の「上記3.および4.の取組みが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことに関する取締役会の判断およびその理由」
- 6.連結計算書類の「連結注記表」
- 7.計算書類の「個別注記表」

持田製薬株式会社

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」といいます）における業務の適正を確保するために必要な体制につき、以下のとおり構築・整備することといたします。

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、当社グループに適用される重要文書の管理に関する規程を制定し、これに従い、次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする）を、関連資料とともに保管いたします。

- (i) 株主総会議事録
- (ii) 取締役会議事録
- (iii) 常務会議事録
- (iv) 執行役員等を構成員とする会議の議事録
- (v) 経営政策に係る会議の議事録
- (vi) 会計帳簿、計算書類等
- (vii) 税務署その他官公庁、金融商品取引所に提出した書類の写
- (viii) その他、法令により作成が義務付けられている文書（上記に掲げるものを除く）、および上記に準ずる文書であって担当部門の長により決裁されるもの

② 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社の取締役として、当社役職員を1名以上選任し、当該取締役は当該子会社の重要な職務の執行について報告を受け、監督を行います。

また、各子会社の経理、法務等の内部統制・管理業務の一部を当社が受託することにより、当該子会社の業務の内容および状況を正確に把握するよう努めます。

更に、各子会社の決裁権限規程において、当該子会社の経営上の重要課題につき、当社の担当役員（執行役員。以下同じ）または当社の常務会もしくはグループ経営に係る会議における事前承認事項とすることを義務付ける等、その施策の適正さの確保に努めます。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループに適用されるリスク管理規程を制定するとともに、各部門長およ

び子会社社長等を委員とするリスク管理委員会を設置する等、当社グループの事業経営全般に係る主要なリスクの管理体制を整備します。

また、当社監査部門が当社グループのリスク管理の状況を監査し、その結果を担当役員等に報告します。

- ④ 当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は社外取締役を構成員に含み、基本的に月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催いたします。

当社および各子会社の取締役会決議事項を含む重要課題については、必要に応じて経営政策に係る会議等で十分な議論を行ったうえで、毎週開催される当社の常務会およびグループ経営に係る会議の協議を経て意思決定を行います。

規程面につきましては、当社グループに適用される職務分掌規程等を制定、運用し、当社においては、これに則した決裁権限規程等を制定、運用するとともに、各子会社においても、同様の決裁権限規程等を制定、運用させ、適正性および効率性の確保に努めます。

また、当社および主要な子会社の役職員が共有する経営上の目標を策定し、その浸透を図るとともに、目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標、効率的な達成の方法を定め、定期的にその結果を経営政策に係る会議において審議し、また執行役員および主要な子会社の社長を構成員とする会議において業務執行の報告と情報の共有化、効率化を図り、効率性を阻害する要因の排除・低減に努めます。

- ⑤ 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、持田製薬グループ行動憲章を制定するとともに、当社社長を委員長としコンプライアンス責任者（取締役である企業倫理担当役員または企業倫理管掌役員）および社外の有識者も委員に加えた倫理委員会、コンプライアンス責任者を委員長とし各部門長および子会社社長等を委員とする倫理委員会実務委員会、企業倫理担当部門等を設置する等、当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備し、教育を通じて当社グループの役職員の倫理観の涵養を図ります。

また、当社は、当社グループに適用される財務報告に係る内部統制規程を制定し、その運用を適切に行うことを通じて、財務報告の信頼性の確保に努めます。

更に、当社は、反社会的勢力とは断固として対決する姿勢を堅持する旨を持田製薬グル

一 行動憲章に定め、当社グループとして反社会的勢力を排除する体制を整備します。

また、当社監査部門が当社グループにおけるコンプライアンス面の状況のモニタリングを行います。

更に、法令上疑義のある行為等について当社グループの役職員が当社企業倫理担当部門、社外の弁護士等に対して直接情報提供を行う手段として、ヘルプラインを設置します。

⑥ 監査役関係

(i) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役の求めに応じ、当社の監査役の職務を補助する使用人を配置することといたします。

(ii) 上記使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役の職務を補助する使用人は、当社の監査役が指示した補助業務についてはもっぱら当社の監査役の指揮命令に従うものとし、当社の取締役の指揮命令権は及ばないものとします。また、当該補助業務に専任する使用人の人事異動および他の職務を兼任する使用人の当該補助業務実施中の人事異動については、監査役会の同意を得ることといたします。

(iii) 当社の監査役への報告に関する体制

子会社担当役員を含む担当役員、監査部門等による当社の監査役への定期的な業務監査報告、監査役からの照会事項への担当役員からの回答等を行います。また、当社企業倫理担当部門は当社の監査役に対し、当社グループの内部通報の取扱い状況を定期的に、またその求めに応じ随時報告するほか、必要に応じ直ちに報告することといたします。

(iv) 上記報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底することといたします。

(v) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当

該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等に充てるため、毎年、監査役会の決議に基づく予算を設けることといたします。

(vi) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を確保するため、会計監査人および監査部門との連携を図るとともに、代表取締役等との意見交換会を開催します。また、その求めがあった場合には、重要会議への出席、取締役会議事録等重要な会議の議事録の開示等に応じます。

制定：2006年5月18日

改定：2023年4月24日

(2) 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

【重要な会議の開催状況】

当事業年度における当社の主な会議の開催状況は、以下のとおりです。

- ・取締役会：14回
- ・監査役会：16回
- ・常務会・グループ経営会議：53回
- ・執行役員会：12回
- ・経営政策会議：98回
- ・リスク管理委員会：2回
- ・倫理委員会実務委員会：1回

【グループ管理体制】

当社は、子会社取締役を兼任する役職員を通じて、子会社の業務執行の監督を行っております。また、子会社の経営上の重要課題については、当該子会社の決裁権限に基づき、当社の事前承認もしくは当社への報告を経て意思決定を行っております。そのほか、リスク管理委員会、執行役員会、グループ経営会議等の子会社役職員を構成員に含む当社グループの横断的な会議体を設置する等、当社グループ全体の一体的な管理を可能とする体制を整備・運用しております。

【当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

「持田製薬グループリスク管理規程」に基づくグループリスク管理体制を整備し、各本部長および子会社社長等を委員とするリスク管理委員会を設置し、原則年に2回リスク管理委員会を開催しており、当社グループ全体のリスクのコントロールにつき検証を実施しその結果を当社取締役会に報告しております。なお、当社グループの主要なリスクの整備・運用状況について当社監査部が監査を実施しその結果を当社取締役会に報告しております。

【当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制】

当社グループはコンプライアンスの徹底策として、当社社長を委員長としコンプライアンス責任者（取締役である企業倫理担当役員または企業倫理管掌役員）および社外有識者も委員に加えた倫理委員会を原則年に1回開催し、またコンプライアンス責任者を委員長とし各部門長および子会社社長等を委員とする倫理委員会実務委員会を原則年に2回開催するとともに、企業倫理推進室がコンプライアンス推進機能を担っております。また、当社グループの全ての役職員を対象に倫理研修を年1回以上実施しており、法令上疑義のある行為等について当社グループの役職員が当社企業倫理推進室、社外の弁護士等に対して直接情報提供を行う手段として、企業倫理ヘルプライン窓口（内部通報窓口）を設置し、その運用状況については定期的に当社取締役会および監査役に報告することとしております。更に、当社グループは、反社会的勢力を排除する体制として、新規取引先との契約締結に際しては、原則として反社会的勢力排除に関する契約を締結するほか、取引先全般に関し反社会的勢力との関係性の有無について調査を実施しております。また、当社監査部が当社グループにおけるコンプライアンス面の状況について定期的にモニタリングを行っております。

【監査役関係】

当社は、監査役の要請に基づき、監査役を補佐する専任のスタッフ2名を配置しております。また、取締役、子会社担当役員を含む担当役員、監査部門等により当社の監査役へ定期的な報告がなされ、監査役からの照会事項に対しては取締役および担当役員からの回答等がなされております。更に、社外監査役3名を含む監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、事業所往査等を通じて、当社の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を監査しております。監査役会は、会計監査人、監査部門、社外取締役等とそれぞれ定期的に会合を開催し連携を図るほか、代表取締役との間で定期的に意見交換を実施し、監査の実効性を確保しております。

2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます）の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、①当社および当社グループが1913年の創業以来蓄積してきた研究開発・製造・販売等の各分野における専門知識・経験・ノウハウ、これらを担う従業員、当社および当社グループの取引先・顧客・従業員・地域社会その他のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係、高品質な医薬品等の供給能力、良好な財務体質、その他の当社の企業価値の様々な源泉、②長期的な視野のもとに継続的かつ安定的に医薬品等の研究開発、高品質な医薬品等の製造販売、適正使用情報の提供・管理等を実施・推進することが不可欠であること等の当社および当社グループの事業特性を十分に理解し、上記①および②に基づく適切な経営方針、事業計画等の立案・実施を通じ、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者が望ましいと考えております。

もともと、当社の支配権の移転を伴う買付行為を受け入れるか否かを含め、当社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様により決定されるべきであると考えております。また、株主の皆様が当該買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、当該買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役会から提供される情報および当該買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えております。

他方、当該買付行為の中には、株主の皆様は株式の売却を強要するおそれがあるもの、株主の皆様が当該買付行為を受け入れるか否かを検討し、当社取締役会が当該買付行為を評価検討し、必要に応じ当該買付者との間で条件改善について交渉し、代替案を提示するための十分な時間・情報が確保できないもの等、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損するおそれのあるものもあります。

当社は、このような買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

3. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(1) 中期経営計画等

当社は、1913年の創業以来「先見的独創と研究」の社是を掲げ、独創的な医薬品の研究開発活動を中心とした生命・健康関連企業グループを志向して参りました。当社がその企業価値を向上させるためには、医薬品等の研究開発、高品質な医薬品等の製造販売、適正使用情報の提供・管理等を長期的な視野のもとに継続的かつ安定的に実施・推進することが不可欠であり、創業以来蓄積された専門知識・経験・ノウハウおよび国内外の取引先・顧客・従業員・地域社会その他のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係等を適切に維持することが不可欠です。

本年5月12日に公表いたしました2025年度～2027年度の中期経営計画においては、この期間を「成長戦略加速の3年間」と位置づけ、「コア事業の収益力強化」「成長事業の継続投資」「成長を支える経営基盤強化」の3つの重点テーマを設定しています。当該中期経営計画の詳細につきましては、当社のホームページ等をご覧ください。

また、当社は、業績を発展させることにより、継続して企業価値の向上に努め、株主の皆様にも適切な利益還元を行うことが重要な経営課題であると捉えております。将来の事業展開に備えた内部留保の充実を図りながら、安定的な配当を維持することを基本方針とし、収益に応じた利益還元の重要性も認識した上で、配当を決定して参ります。内部留保については、研究開発、設備投資、企業提携等に有効に活用して参ります。また、自己の株式の取得については、経営環境の変化に機動的に対応するため、取締役会決議で実施できる体制をとっております。

(2) コーポレート・ガバナンスの充実、コンプライアンスの徹底

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実およびコンプライアンスの徹底を当社グループ全体の経営の軸としてステークホルダーの信頼と期待に応え、当社グループの企業価値の向上に努めております。当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実策の一環として、重要な経営の意思決定に当たっては必要に応じて経営政策会議の十分な議論を行った上で、毎週開催される常務会およびグループ経営会議の協議を経て意思決定を行っております。また、当社取締役会は社外取締役を構成員に含み、その機能を経営意思決定と業務執行監督とに明確化し、経営意思決定と業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を導入しております。また、当社は、経営陣幹部の選解任、役員候補の指名および経営陣幹部・取締役の報酬案に関し、客観性および説明責任の強化を目的に、代表取締役の任意の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役が占める人事報酬委員会を設置し、同委員会の意見を踏まえ機関決

定を行っております。

内部統制面では、会社法に基づく取締役会決議および金融商品取引法に基づき内部統制システムを整備・運用・評価しております。具体的には、会社法に基づく内部統制システムの一環として、「持田製薬グループリスク管理規程」に基づく全社的なリスク管理体制を整備する等、事業経営全般に係る主要なリスクの管理体制を整備しております。

また、当社は、コンプライアンスの徹底策として、「持田製薬グループ行動憲章」を制定し、その精神の具現化を図るため当社社長を委員長としコンプライアンス責任者（取締役である企業倫理担当役員または企業倫理管掌役員）および社外有識者も委員に加えた倫理委員会を定期的開催し、社内のチェックと啓発活動を行うとともに、コンプライアンス責任者を委員長とし各部門長および子会社社長等を委員とする倫理委員会実務委員会、企業倫理推進室を設置する等、当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備し、当社グループの役職員を対象に倫理研修を定期的実施しております。今後も継続してコンプライアンスの徹底に努めて参りますとともに、必要に応じて、弁護士、公認会計士等より適切なアドバイスを受ける等、さまざまな環境の変化にも迅速に対応できるよう努めて参ります。更に、サステナビリティを巡る課題につきましては、当社グループ全体のサステナビリティ活動推進のため設立したサステナビリティ委員会（代表取締役の諮問機関）において検討を一層深めてまいります。

4. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます））の概要

(1) 本対応方針の目的

現状において、当社は主要な株主の皆様とは良好な関係にあるとともに、当社の安定株主比率等の指標は比較的高水準であるものの、これらの状況・指標は流動的であるとともに、現在の法制度の下においては、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為がなされる可能性が否定できない状況にあると認識しております。本対応方針はこのような認識を踏まえ、上記2.に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして決定したものです。当社取締役会は、下記（3）①に定める大規模買付行為に際し、株主の皆様に対し大規模買付行為を受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報が提供され、大規模買付者との交渉力を確保できるよう、以下のとおり、大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を定めることといたしました。

(2) 取締役会の判断の合理性・公正性を担保するための特別委員会の利用

① 特別委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、および大規模買付ルールが遵守された場合でも大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として株式または新株予約権の発行、株式または新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社定款により許容される措置（以下「対抗措置」といいます）を発動するか否かについて、当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するため、当社は、別紙1に概要を記載する特別委員会規則に従い、業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役および社外監査役により構成される特別委員会を設置いたしました。特別委員会の当初の委員は、社外取締役2名および社外監査役1名であり、その略歴は、別紙2に記載のとおりです。

② 特別委員会への諮問、特別委員会の勧告の尊重

本対応方針に基づき当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は大規模買付ルールが遵守されてい

るか否か、対抗措置の必要性および相当性等を十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとし、大規模買付ルールが遵守された場合においても大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を発動するか否かについて、特別委員会が適切と判断する場合には、株主総会の決議を経ることを当社取締役会に対し勧告することができるものとし、特別委員会の勧告内容については、その概要を適時適切に株主の皆様を開示いたします。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、

(3) 大規模買付ルールの内容

① 対象となる大規模買付行為

大規模買付ルールは、以下の (i) から (iii) のいずれかに該当するもしくは該当する可能性がある当社株券等の買付けその他の取得行為またはこれらに類似する行為（但し、事前に当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。このような行為を「大規模買付行為」といいます）がなされ、またはなされようとする場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、または行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます）は予め大規模買付ルールに従わなければならないものとし、

(i) 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付けその他の取得行為（注4）

(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付けその他の取得行為

(iii) 上記(i)または(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注5）を樹立する行為（注6）（但し、当社株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限り、

(注1) 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規

定する株券等をいいます)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます)、または(ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます)を意味します。

(注2) 議決権割合とは、(i)特定株主グループが(注1)の(i)の場合には、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます)も加算するものとします)、または(ii)特定株主グループが(注1)の(ii)の場合には、当該買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます)の合計をいいます。なお、各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項または同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(注4) 買付けその他の取得行為には、(i)特定株主グループが(注1)の(i)の場合には、売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含み、(ii)特定株主グループが(注1)の(ii)の場合には、買付けその他の有償譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

(注5) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループおよび当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

(注6) 本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧

告に基づき合理的に行うものとしします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

② 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の実行に先立ち、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」を提出いただきます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要および大規模買付ルールに従う旨の誓約の記載を要します。

③ 大規模買付情報の提出

当社は、上記②の意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様の判断および当社取締役会の評価検討のために提出されるべき必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます）のリストを大規模買付者に交付します。提出された情報だけでは大規模買付情報として不十分と考えられる場合には、追加情報の提供を要請することがあります。なお、大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は、以下のとおりです。また、大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付情報は、速やかに特別委員会に提出するとともに、当社取締役会が株主の皆様の判断に必要であると判断した場合または適用ある法令、金融商品取引所規則等に従い株主の皆様に開示が必要であると判断した場合には、その全部または一部を開示いたします。

(i) 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合）組合員その他の構成員を含みます）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、役員の内経歴等、過去の企業買収の経緯およびその結果、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験、過去の法令違反等の有無および内容等に関する情報を含みます）

(ii) 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の種類・価額、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性、買付完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨、その理由等を含みます）

(iii) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が

存する場合にはその内容

- (iv) 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容およびその算定根拠を含みます）
- (v) 買付資金の裏付け（大規模買付者に対する資金の提供者（実質的提供者を含みます）の名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます）
- (vi) 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策その他の計画
- (vii) 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策およびその根拠
- (viii) 当社および当社グループの取引先・顧客・従業員・地域社会その他のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- (ix) 反社会的勢力との関係に関する情報
- (x) その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

④ 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には原則として最長60日間、その他の大規模買付行為の場合には原則として最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として確保する必要があると考えております。但し、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重のうえ、当該評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等に必要とされる合理的な範囲で、取締役会評価期間を30日間を限度として延長できるものとします。なお、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨および取締役会評価期間が満了する日を開示いたします。また、取締役会評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を速やかに開示いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、また、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付情報を十分に評価検討し、特別委員会の勧告

を最大限尊重のうえ、当社取締役会としての意見を取りまとめ、株主の皆様へ開示します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後（当社取締役会が下記（4）②なお書に従い株主総会の決議を経ることを決定した場合には株主総会が対抗措置を発動しないことを決定後）にのみ開始されるべきものとします。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することになります。

当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙3に記載のとおりです。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に大規模買付行為に反対であったとしても、意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等に留め、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が、例えば以下の（i）から（viii）のいずれかに該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、対抗措置を発動することがあります。

（i）真に当社の経営に参加する意思なく、高値で当社株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合

（ii）当社の経営を一時的に支配して、当社の事業上必要な資産（ノウハウ、営業秘密等を含む）、取引関係等を大規模買付者、そのグループ会社等に移譲させる目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合

（iii）当社の資産を大規模買付者、そのグループ会社等の債務の担保、弁済原資等として

流用する目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合

- (iv) 当社の経営を一時的に支配して、一時的な高配当をさせる目的または一時的な高配当による株価の急上昇時に当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合
- (v) 強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘せず、2回目以降の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで、公開買付け等の買付けを行うことをいいます）等、事実上、当社株主に株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (vi) 買付条件（買付対価の種類・価額、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法、大規模買付行為の実現可能性、買付後の経営方針・事業計画および買付後における当社の取引先・顧客・従業員・地域社会その他のステークホルダーに対する対応方針等を含みます）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適切と判断される場合
- (vii) 大規模買付者による支配権取得により、当社株主をはじめ、取引先・顧客・従業員・地域社会その他のステークホルダーとの関係その他の当社の企業価値の源泉を破壊すること等により、当社の企業価値の著しい毀損が予想され、または当社の企業価値の維持および向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- (viii) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切と判断される場合

なお、当社取締役会は、特別委員会が上記（2）②に従い株主総会の決議を経ることを勧告した場合、または必要な時間等を勘案したうえ取締役会が善管注意義務に照らし株主総会の決議を経ることが適切と判断する場合には、株主総会の決議を経ることとします。

③ 当社取締役会による再検討（対抗措置の発動の中止等）

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かについて決定した後であっても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、当該決定の前提となった事実関係に変動が生じた場合には、改めて特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重のうえ、対抗措置の発動、中止または変更に関する決定を行うことができます。この場合、特別委員会が必要と認める事項を含め、適時適切な開示を行います。

(5) 本対応方針の有効期間、変更および廃止

本対応方針の有効期間は、2022年6月29日から2025年6月開催予定の当社定時株主総会の終結時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針は廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、関係法令の改正、司法判断の動向および金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から必要と判断した場合には、特別委員会の承認を得たうえ、株主総会の承認の趣旨の範囲内で本対応方針を変更する場合があります。本対応方針の変更または廃止については、速やかに株主の皆様にお知らせします。

(6) 法令の改正等による修正

本対応方針で引用する法令の規定は、2022年5月13日現在施行されている規定を前提としており、同日以後、法令の新設または改廃により、各項に定める条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、当該条項または用語の意義等を適宜合理的に読み替えるものとします。

(7) 株主および投資家の皆様に与える影響等

① 本対応方針が株主および投資家の皆様に与える影響等

本対応方針は、上記(1)に記載のとおり、株主の皆様に対し、大規模買付行為を受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報・時間を提供し、大規模買付者との交渉力を確保するものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するものであると考えます。

なお、上記(4)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

② 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が法的または経済的に格別の損失を被る事態は想定しておりません。

対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当てを行う場合は、大規模買付者等以外の株主の皆様は引受けの申込みを要することなく、その保有する当社株式数に応じて当該新株

予約権の割当てを受け、また当社が当該新株予約権の取得の手続をとることにより、当該新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込み、払込み等の手続は必要となりません。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適時適切な開示を行います。なお、特別委員会の勧告を受けて、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての中止または新株予約権の無償割当て後に当該新株予約権の無償取得（当社が当該新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は当該新株予約権を失います）を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

**5. 上記3. および4. の取組みが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致し、当社の会社
役員の地位の維持を目的とするものでないことに関する取締役会の判断およびその理由**

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記3.に記載の当社の中期経営計画その他の取組みは、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを直接目的とするものであり、結果として基本方針の実現に資するものです。

従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

**(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配される
ことを防止するための取組み（本対応方針）について**

当社は、下記の理由により、本対応方針が基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

① 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって決定されていること

本対応方針は、上記4. (1) に記載のとおり、株主の皆様に対し、大規模買付行為を受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報・時間を提供し、大規模買付者との交渉力を確保するものであり、当社の株主共同の利益に資するものであると考えます。

② 合理的な客観的要件の設定

本対応方針における対抗措置は、上記4. (4) に記載のとおり、合理的な客観的要件が充足されない限り発動されないため、当社取締役会による恣意的な発動を防止する内容となっています。

③ 株主の意思の尊重・反映

当社は2022年6月29日開催の当社定時株主総会において本対応方針を議案としてお諮りし、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得ております。また、上記4. (5) に記載のとおり、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において、本対応方針を廃止または変更する旨の決議がなされた場合、本対応方針はその時点で廃止または変更されることとされており、本対応方針に対する株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本対応方針における対抗措置の発動の是非に関する実質的な判断は、上記4. (2) に記載のとおり、独立性の高い社外者のみから構成される特別委員会により行われることとさ

れています。

また、その判断の概要については株主の皆様の開示いたしますので、当社の企業価値および株主共同の利益に資するよう本対応方針の透明な運用が確保される仕組みとなっています。

⑤ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策でないこと

本対応方針は、上記4. (5) に記載のとおり、当社株主総会または当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

特別委員会規則の概要

1. 特別委員会の委員は3名以上とし、業務執行を行う当社経営陣から独立した当社社外取締役および当社社外監査役に該当する者から選任する（当社定時株主総会において承認を受けた当初の委員を除き、当社取締役会が選任する）。
2. 特別委員会の委員の任期は2025年6月開催予定の定時株主総会の終結時までとする。当社社外取締役または当社社外監査役であった特別委員会の委員が、当社社外取締役または当社社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く）には、特別委員会の委員としての任期も同時に終了する。
3. 特別委員会は、次の①から③に定める事項について決定し、当該決定内容の理由を付して当社取締役会に対して勧告すると共に、本対応方針において特別委員会が行うことができると定められた事項を行う。なお、特別委員会の各委員および当社各取締役は、本対応方針に基づく判断、決定、勧告等にあたっては、専ら当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本対応方針に従った新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の是非
 - ② 本対応方針に従った新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の中止（当該新株予約権の無償取得を含む）
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
4. 特別委員会は、大規模買付者に対し、提出された情報が大規模買付情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報の提供を求めることができるものとする。また、特別委員会は、大規模買付情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付行為の内容に対する意見および根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報の提供を求めることができる。
5. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、説明を求めることができる。

6. 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができる。
7. 特別委員会の各委員および当社取締役会は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも必要に応じ特別委員会を招集することができる。
8. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故があるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

特別委員会の委員の略歴

釘澤 知雄（くぎさわ ともお）

【略歴】

1955年生まれ
1987年4月 弁護士 現在に至る
東京富士法律事務所入所
同法律事務所パートナー
1995年4月 大宮法科大学院大学教授
2005年4月 大宮法科大学院大学教授
2006年6月 オー・ジー株式会社社外監査役
2012年6月 当社社外取締役
現在に至る
2019年4月 中央大学法科大学院客員教授
現在に至る
2023年1月 東京富士法律事務所代表
現在に至る

吉川 恵章（よしかわ しげあき）

【略歴】

1953年生まれ
1977年4月 三菱商事株式会社入社
同社執行役員業務部長
2008年4月 同社執行役員欧阿中東CIS副統括
2010年4月 同社執行役員欧阿中東CIS副統括
2013年4月 同社常務執行役員中東・中央アジア統括
2016年10月 株式会社三菱総合研究所副社長執行役員
2016年12月 同社代表取締役副社長
2017年6月 公立大学法人福島県立医科大学経営審議会委員
現在に至る
2020年12月 株式会社三菱総合研究所常勤顧問
2021年4月 学校法人昭和女子大学ビジネスデザイン学科客員教授
兼現代ビジネス研究所特別研究員
現在に至る
2022年1月 株式会社三菱総合研究所顧問
2022年6月 アズビル株式会社社外取締役
現在に至る
2023年6月 一般社団法人日本シンガポール協会会長兼代表理事
現在に至る
当社社外取締役
現在に至る

宮田 芳文 (みやた よしふみ)

【略歴】

1952年生まれ

1978年 4月 第一生命保険相互会社入社

2006年 4月 同社執行役員総合金融法人部長

2009年 4月 同社常務執行役員

2010年 6月 株式会社ツガミ社外監査役

2012年 6月 資産管理サービス信託銀行株式会社代表取締役副社長

2018年10月 株式会社ウェルネストコミュニケーションズ社外取締役

現在に至る

2021年 6月 当社社外監査役

現在に至る

新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

1. 割当対象株主および割当方法

当社取締役会にて定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

3. 割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における最終の当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（当社の所有する当社普通株式を除く）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の無償割当てを行うことがある。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は当社普通株式1株当たり金1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループや当該特定株主グループから新株予約権を当社取締役会の承認を得ずに譲受けまたは承継した者でないこと等を行使の条件として定める（詳細については、当社取締役会において別途定める）。

7. 当社による新株予約権の取得

(1) 当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の行使が認めら

れない者以外の者が所有する前営業日までに未行使の新株予約権を取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき、対象株式数の当社普通株式を交付することができる。

- (2) 当社は、新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 上記のほか詳細については、当社取締役会において別途定める。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の無償割当ての効力発生日、行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書の作成に当たって採用した重要な会計処理の原則および手続きは、次のとおりであります。

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

持田製薬工場株式会社

持田ヘルスケア株式会社

持田製薬販売株式会社

株式会社テクノネット

株式会社テクノファイン

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称

PuREC株式会社

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えて、支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る資産または負債の計上基準

退職給付に係る資産または負債は、従業員の退職給付に備えて、当連結会計年度末における見込額に基づき、年金資産から退職給付債務を控除した額、又は退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 重要な収益および費用の計上基準

約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、当社グループが認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、顧客との契約に重大な金融要素は含まれておりません。

当社グループは、製商品の販売、製造受託およびロイヤリティ収入等を主な収益としており、それぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。

ア. 製商品の販売

当社グループは、医療用医薬品およびヘルスケア製品等の製商品の販売による収益を得ております。

製商品の販売は、製商品を顧客に引き渡した時点で、製商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製商品の国内の販売において、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

製商品の販売から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から、過去の実績率で見積もった返品および割戻などを控除した、収益に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内の金額で算定しております。

イ. 製造受託

当社グループは、医薬品等の製造受託による収益を得ております。

製造受託は、受託品を顧客に引き渡した時点で、受託品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

ウ. ロイヤリティ収入

当社グループは、ライセンス導出契約等の締結に伴う契約一時金、マイルストーンペイメントおよびランニングロイヤリティ等による収益を得ております。

契約一時金は、履行義務が一時点で充足される場合には、使用等を許諾した時点で収益を認識しております。履行義務が一時点で充足されない場合には、繰延収益として計上し、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

マイルストーンペイメントは、事後に重大な戻入れの可能性を考慮し、契約上のマイルストーンが達成された時に収益を認識しております。

ランニングロイヤリティは、契約先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

③ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理によっております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約等

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務

ウ. ヘッジ方針

外貨建取引金額の範囲内で取り組んでおり、投機的な取引は行わない方針であります。

エ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、有効性の判定は省略しております。

また、振当処理によっている為替予約等についても同様に有効性の判定を省略しております。

表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外費用の「支払手数料」(当連結会計年度15百万円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

会計上の見積りに関する注記

退職給付債務

退職給付債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づき算出されております。これらの前提条件には、割引率、死亡率などの要素が含まれております。実際の結果がこれらの前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、その影響は累積され、将来の会計期間にわたって償却されるため、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

科目名および当連結会計年度計上額

・退職給付に係る資産	355百万円 (割引率1.3%)
・退職給付に係る負債	3,690百万円 (割引率1.3%)

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	43,168百万円
2. その他の引当金の内訳	
販売促進引当金	105百万円
役員賞与引当金	37百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	37,470	—	1,080	36,390
合計	37,470	—	1,080	36,390

(注) 普通株式の発行済株式総数の減少1,080千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

① 2024年6月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,418百万円
1株当たり配当金額	40.00円
基準日	2024年 3月31日
効力発生日	2024年 6月28日

② 2024年11月1日開催の取締役会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,418百万円
1株当たり配当金額	40.00円
基準日	2024年 9月30日
効力発生日	2024年12月 2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月27日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次のとおり提案しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,418百万円
1株当たり配当金額	40.00円
基準日	2025年 3月31日
効力発生日	2025年 6月30日
配当の原資	利益剰余金

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業計画等に照らして、必要な資金を調達しております。また、一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しております。

営業債権である売掛金に係る顧客および取引先の信用リスクは、当社グループの与信管理基準に沿ってリスクの低減を図っております。また、有価証券および投資有価証券は主として満期保有目的の債券および株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握をするなどの管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含んでおりません（注 参照）。

また、「現金及び預金」、「売掛金」、「有価証券」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」および「未払法人税等」は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
投資有価証券 (注)	14,925	14,925	—

(注) 市場価格のない株式等は含まれておりません。なお、連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等	97

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	14,925	—	—	14,925
資産計	14,925	—	—	14,925

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(百万円)

		当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
医薬品関連事業	製商品の販売	91,863
	その他	6,126
	計	97,989
ヘルスケア事業	製商品の販売	7,169
合計		105,159

(注) その他は、「医薬品の受託製造」、「ロイヤリティ収入」等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ② 重要な収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,686円69銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 160円36銭 |

(注) 各注記の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の作成に当たって採用した重要な会計処理の原則および手続きは、次のとおりであります。

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えて、支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与の支出に備えて、当事業年度に対応する支給見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(3) 販売促進引当金

販売した商品に対して、将来発生する販売促進に要する支出に備え、期末特約店在庫に対して過去の経費実績率を乗じた額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えて、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。

4. 収益および費用の計上基準

約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、当社が認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、顧客との契約に重大な金融要素は含まれておりません。

当社は、製商品の販売、ロイヤリティ収入等を主な収益としており、それぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。

(1) 製商品の販売

当社は、医療用医薬品等の製商品の販売による収益を得ております。

製商品の販売は、製商品を顧客に引き渡した時点で、製商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製商品の国内の販売において、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

製商品の販売から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から、過去の実績率で見積もった返品および割戻などを控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内の金額で算定しております。

(2) ロイヤリティ収入

当社は、ライセンス導出契約等の締結に伴う契約一時金、マイルストーンペイメントおよびランニングロイヤリティ等による収益を得ております。

契約一時金は、履行義務が一時点で充足される場合には、使用等を許諾した時点で収益を認識しております。履行義務が一時点で充足されない場合には、繰延収益として計上し、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

マイルストーンペイメントは、事後に重大な戻入れの可能性を考慮し、契約上のマイルストーンが達成された時に収益を認識しております。

ランニングロイヤリティは、契約先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約等

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務

③ ヘッジ方針

外貨建取引金額の範囲内で取り組んでおり、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、有効性の判定は省略しております。

また、振当処理によっている為替予約等についても同様に有効性の判定を省略しております。

会計上の見積りに関する注記

退職給付債務

退職給付債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づき算出されております。これらの前提条件には、割引率、死亡率などの要素が含まれております。実際の結果がこれらの前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、その影響は累積され、将来の会計期間にわたって償却されるため、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

科目名および当事業年度計上額

・退職給付引当金	3,575百万円（割引率 1.3%）
----------	--------------------

貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 13,033百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く） | |
| 短期金銭債権 | 10,677百万円 |
| 長期金銭債権 | 10百万円 |
| 短期金銭債務 | 2,658百万円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

売上高	846百万円
仕入高	28,410百万円
その他の営業取引高	800百万円
営業取引以外の取引高	1,720百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数 (千株)	当事業年度減少 株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	2,018	1	1,080	939
合計	2,018	1	1,080	939

- (注) 1. 普通株式の増加1千株は、単元未満株式の買取による増加1千株であります。
 2. 普通株式の減少1,080千株は、取締役会決議による自己株式の消却1,080千株であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	680百万円
投資有価証券評価損	340百万円
関係会社株式評価損	223百万円
未払事業税	72百万円
賞与引当金	591百万円
退職給付引当金	1,129百万円
減損損失	86百万円
研究開発費	1,825百万円
その他	668百万円
繰延税金資産 小計	5,617百万円
評価性引当額	△956百万円
繰延税金資産 合計	4,660百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△3,256百万円
資産除去債務	△16百万円
オープンイノベーション促進税制積立金	△42百万円
繰延税金負債 合計	△3,315百万円
繰延税金資産の純額	1,344百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社等

属 性	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	持田製薬工場(株)	直接所有100%	医薬品の製造委託	医薬品の購入	23,190	買 掛 金	2,441
			資金援助	資金の回収	4,459	流 動 資 産 「その他」 (短期貸付金)	9,918
				資金の貸付	6,210	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	3,901

- (注) 1. 持田製薬工場(株)からの仕入価額については、市場価格を勘案して、各社希望価格が提示され、価格交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 持田製薬工場(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保の提供は受けておりません。
3. 取引金額は消費税等を除いて表示しておりますが、期末残高は税込金額であります。

収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,623円58銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 151円87銭 |

(注) 各注記の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。